

# 法テラス千葉への しょく罪寄附のお願い

しょく罪寄附とは、道路交通法違反、覚せい剤取締法違反など「被害者のいない刑事事件」や「被害者に対する弁償ができない刑事事件」などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを表すために、公的な団体等に対して行う寄附です。

法テラスは、国民に身近な司法制度を実現するため、総合法律支援法に基づいて設立され、公共性の高い各種の業務を行っておりますので、「しょく罪寄附」の寄附先として最適な団体です。しょく罪寄附の手続きについては、弁護士にご相談ください。

## 法テラスについて

- 法テラスは、犯罪被害者支援や民事法律扶助、司法過疎対策など、公共性の高い各種の業務を行っており、寄附金はこれらの事業資金として有効に活用させていただきます。

情報提供業務

民事法律扶助業務

国選弁護業務

犯罪被害者支援業務

司法過疎対策業務

## ご寄附のお申し込み（弁護士を通じてお申し込みください）

- 所定の「しょく罪寄附申込書」を、弁護士を通じて法テラスへご提出ください（FAX・郵送・持参いずれも可能です）。
- 事件への反省を込めてなされるしょく罪寄附は、裁判所において情状の資料として評価されています。
- ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、千葉地方事務所（法テラス千葉）で受け付けています。ご不明の点がございましたら弁護士を通じてご照会ください。

## 寄附金の納付

- 寄附金は、(1)銀行振込、(2)現金書留、(3)窓口へ持参、のうちからお選びください。
- お振込みご希望の場合は、法テラスより指定の銀行口座をお伝えいたしますので、そちらへお振り込みください。
- 手続をお急ぎの場合、まずは最寄の法テラスまで事前にご連絡の上、FAXにて申込書をお送りください。
- 弁護士を通じて所定の「しょく罪寄附申込書」をご提出の上、寄附金を納付いただきました後、速やかに「しょく罪寄附を受けたことの証明」と「領収証」を発行いたします。

▼ホームページ  
はこちらから▼



# しよく罪寄附申込書

年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿  
提出先： 千葉地方事務所

## 【代理人弁護士】

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 登録番号 ( \_\_\_\_\_ )

所属弁護士会 \_\_\_\_\_ 弁護士会 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

1 寄附者 (被告人・被疑者本人の場合又は起訴状の住所が住所不定等の場合は、現在の居所でも構いません。)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

2 被告人・被疑者 (いずれかに○)

氏 名 \_\_\_\_\_

3 係属裁判所等 (例：裁判所○○支部 刑事○部)

4 係属事件名 \_\_\_\_\_

5 寄附の趣旨 (□のいずれかに☑。その他の場合は趣旨を御記入ください。)

「心よりの反省としよく罪の意を表するため」

その他： \_\_\_\_\_

6 寄附の金額 \_\_\_\_\_円

必要事項を御記入の上、最寄りの法テラスの事務所まで御持参又は御送付ください。

なお、来所予定日時を御記入の上、あらかじめFAXにて最寄りの法テラスの事務所にお送りいただけましたら、証明書と領収書を事前に御用意いたします。

来所予定日時： 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分